

第 8 0 回国民スポーツ大会宿泊基本計画

第 8 0 回国民スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 配宿計画の作成

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の円滑な配宿を実施するため、以下の調査結果等に基づき、配宿計画を作成する。

① 宿舎に関する調査の実施

旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）等の県内宿舎の客室形態や設備状況、客室提供可能数、食事の提供方法等を把握する。

② 宿泊意向調査の実施

各都道府県や競技団体等の宿泊予定者数を把握する。

(2) 宿舎の充足対策

配宿計画において、大会参加者の収容が困難である場合は、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、公共施設等の利用、民家等の利用及び近隣市町村の旅館利用など必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

(3) 配宿の実施

配宿計画及び充足対策の状況を踏まえ、配宿を実施する。

2 宿泊本部の設置

各都道府県及び会場地市町村との連絡を密にし、宿泊申込み及び変更、取消に関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

宿泊料金については、先催県の事例や旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

4 食事の提供

大会参加者に提供する食事は、青森県の魅力を堪能できるよう、県内の特産品や郷土料理を積極的に取り入れたものとする。

また、選手・監督が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスの良い食事の提供に努める。

5 弁当の提供

県及び会場地市町村が提供する弁当は、業務遂行能力及び衛生管理能力等のある弁当調製事業者を選定の上、適正に発注・搬入等を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、要項等を定め推進する。